

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

税のお知らせ

【インターネットで確定申告「e-Tax」のご利用について】

e-Tax（イータックス）とは、自宅やオフィスからインターネットを利用できるパソコンで、確定申告等の手続きができるシステムです。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額が自動計算され、所得税等の確定申告書が税務署に出掛けることなく、自宅で簡単に作成することができ、作成した確定申告書は、印刷して郵送等により提出できるほか、そのままe-Taxで送信することができ、

ご利用の際は、本人確認が必要のため、マイナンバー（個人番号）カードに組み込まれている「公的個人認証サービス」に基づく「電子証明書」の取得や、カードを読み取

るための「ICカードリーダライタ」をご自身でご用意していただく必要があります。

なお、マイナンバーカードを新たに取得される人は、交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要し、確定申告を行う期間に交付が受けられない場合がありますので、お早目にお手続きください。

また、平成31年1月からの、e-Tax普及のための暫定的な対応として、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方向けの「ID（利用者識別番号）・パスワード（暗証番号）方式」による利用手続もできるようになっています。他にも、給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマートフォン専用画面を利用して確定申告書の作成ができます。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)

操作に関して詳しいことは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（0570-0115901）までお問い合わせください。

【平成28年分以降の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です】
（住民税申告についても同様）

令和5年分の所得税等の確定申告期間は、令和6年2月16日（金）から3月15日（金）です。確定申告書等に係るマイナンバーの記載のポイントは、次のとおりです。

①令和5年分の申告書に、納税者のマイナンバーを記載して提出します。

②納税者のマイナンバー以外に、控除対象配偶

者等や扶養親族、事業専従者のマイナンバーについても、記載が必要です。

③申告書を提出する際には、番号法に定める「番号確認」と「本人確認」のため、次のいずれかの書類の添付が必要で、（e-Taxご利用の場合、書類の添付は不要です。）

■納税者のマイナンバーカードの写し

■納税者の「通知カードの写し（令和2年5月25日での廃止以降、記載情報と現況に相違のないものに限る。）又はマイナンバーが記載された住民票の写し」+「運転免許証等の写真付身分証明書の写し等」

※控除対象配偶者等や扶養親族、事業専従者については、これらの書類は不要ですが、納税者が控除対象配偶者等や扶養親族、事業専従者のマイナンバーを確

認してください。

【所得税等の還付申告について】

給与等から源泉徴収された所得税等額が年間の所得金額について計算した所得税等額よりも多いときは、還付申告をすることによって所得税等が還付されます。

町では、令和6年2月1日（木）から役場税務住民課窓口で受け付けしますので、なるべく早目の申告をおすすめします。（還付申告をする際は、源泉徴収票、振込先を確認できるものを忘れずに持参してください。）

また、国税庁のホームページでは、画面の案内にしたがって金額等を入力することにより、税額等が自動計算され所得税等申告書を作成することができ、作成したデータは、印刷して税務署に郵送で提出することができますのでご利用ください。

（次ページへ続く）